

○環境省告示第七十七号

騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第十六条第一項の規定に基づき、自動車騒音の大きさの許容限度（昭和五十年九月環境庁告示第五十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和四年九月三十日

環境大臣 西村 明宏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

自動車の種類		自動車騒音の大きさの許容限度		
		定常走行騒音	近接排気騒音	加速走行騒音
普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する自動車並びに三輪自動車及び二輪自動車を除く。）	技術的最大の許容質量が十二トンを超えるもの	—	—	七十九 dB(A)
	最高出力が二百五十キロワットを超え、二百五十キロワット以下のもの	—	—	七十七 dB(A)
	最高出力が百五十キロワット以下のもの	—	—	七十六 dB(A)
技術的最大の	最高出力が	—	—	七十五

自動車の種類		自動車騒音の大きさの許容限度		
		定常走行騒音	近接排気騒音	加速走行騒音
普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する自動車並びに三輪自動車及び二輪自動車を除く。）	技術的最大の許容質量が十二トンを超えるもの	—	—	八十一 dB(A)
	最高出力が二百五十キロワットを超え、二百五十キロワット以下のもの	—	—	七十九 dB(A)
	最高出力が百五十キロワット以下のもの	—	—	七十七 dB(A)
技術的最大の	最高出力が	—	—	七十六

専ら乗用の乗車定員九人を超える普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも三輪自動車及び二	技術的最大の許容質量が五トンを超えるもの	最高出力が二百五十キロワットを超えるもの	—	—	七十七 ル デシズ
		最高出力が百五十キロワットを超え、二百五十キロワット以下のもの	—	—	七十六 ル デシズ
	技術的最大の許容質量が三・五トンを超え、十トン以下のもの	最高出力が百三十五キロワット以下のもの	—	—	七十 ル デシズ
	技術的最大の許容質量が二・五トンを超え、三・五トン以下のもの		—	—	七十一 ル デシズ
	技術的最大の許容質量が二・五トン以下のもの		—	—	六十 ル デシズ

専ら乗用の乗車定員九人を超える普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも三輪自動車及び二	技術的最大の許容質量が五トンを超えるもの	最高出力が二百五十キロワットを超えるもの	—	—	七十八 ル デシズ
		最高出力が百五十キロワットを超え、二百五十キロワット以下のもの	—	—	七十七 ル デシズ
	技術的最大の許容質量が三・五トンを超え、十トン以下のもの	最高出力が百三十五キロワット以下のもの	—	—	七十 ル デシズ
	技術的最大の許容質量が二・五トンを超え、三・五トン以下のもの		—	—	七十三 ル デシズ
	技術的最大の許容質量が二・五トン以下のもの		—	—	六十一 ル デシズ

専ら乗用の 用に供する 乗車定員九	P M Rが二百を超え、乗 車定員四人以下、かつ、 Rポイントの地上高さが	—	—	七十二 ル デシズ	技術的 最大許容質量が二 ・五トン以下のもの	—	—	六十九 ル デシズ	技術的 最大許容質量が二 ・五トンを超え、三・五 トン以下のもの	—	—	七十一 ル デシズ	技術的 最大 許容質量が 三・五トン を超え、五 トン以下の もの	最高出力が 百三十五キ ロワット以 下のもの	—	—	七十二 ル デシズ	
														最高出力が 百三十五キ ロワットを 超えるもの	—	—	七十二 ル デシズ	
	除く。)													技術的 最大 許容質量が 三・五トン を超え、五 トン以下の もの	最高出力が 百三十五キ ロワット以 下のもの	—	—	七十二 ル デシズ
															最高出力が 百五十キロ ワット以下 のもの	—	—	七十三 ル デシズ
	除く。)													技術的 最大 許容質量が 三・五トン を超え、五 トン以下の もの	最高出力が 百五十キロ ワット以下 のもの	—	—	七十三 ル デシズ
															の			

専ら乗用の 用に供する 乗車定員九	P M Rが二百を超え、乗 車定員四人以下、かつ、 Rポイントの地上高さが	—	—	七十四 ル デシズ	技術的 最大許容質量が二 ・五トン以下のもの	—	—	七十デ シズル	技術的 最大許容質量が二 ・五トンを超え、三・五 トン以下のもの	—	—	七十二 ル デシズ	技術的 最大 許容質量が 三・五トン を超え、五 トン以下の もの	最高出力が 百三十五キ ロワット以 下のもの	—	—	七十三 ル デシズ	
														最高出力が 百三十五キ ロワットを 超えるもの	—	—	七十四 ル デシズ	
	除く。)													技術的 最大 許容質量が 三・五トン を超え、五 トン以下の もの	最高出力が 百三十五キ ロワット以 下のもの	—	—	七十三 ル デシズ
															最高出力が 百五十キロ ワット以下 のもの	—	—	七十四 ル デシズ
	除く。)													技術的 最大 許容質量が 三・五トン を超え、五 トン以下の もの	最高出力が 百五十キロ ワット以下 のもの	—	—	七十四 ル デシズ
															の			

備考 (略)

人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(いずれも三輪自動車及び二輪自動車を除く。)	PMRが百六十を超えるもの(PMRが二百を超え、乗車定員四人以下、かつ、Rポイントの地上高さが四百五十ミリメートル未満のものを除く。)	—	—	七十一 デシズル
	PMRが百二十を超え、百六十以下のもの	—	—	六十九 デシズル
	PMRが百二十以下のもの	—	—	六十八 デシズル
(略)				

備考 (略)

人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(いずれも三輪自動車及び二輪自動車を除く。)	PMRが百六十を超えるもの(PMRが二百を超え、乗車定員四人以下、かつ、Rポイントの地上高さが四百五十ミリメートル未満のものを除く。)	—	—	七十三 デシズル
	PMRが百二十を超え、百六十以下のもの	—	—	七十一 デシズル
	PMRが百二十以下のもの	—	—	七十 デシズル
(略)				